

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 30 年 2 月 23 日

住 所 富山県南砺市太美 2 1 0 番地  
 氏 名 株式会社松本建材  
〔法人にあっては名称  
 及び代表者の氏名〕 代表取締役 松本 一総

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

富山県知事 石 井 隆



許可の年月日	平成 30 年 2 月 23 日	許可番号	第 29-005 号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施設の種類 安定型最終処分場  処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） （以上 5 種類）		
設 置 場 所	富山県小矢部市藤森字大尾 32 番 他 30 筆		
処 理 能 力	埋立面積 25,510m <sup>2</sup> 埋立容量 327,240m <sup>3</sup>		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		